

令和5年度府立高校海外サテライト校事業に係る提案書の募集について

令和5年5月23日
京都府教育庁指導部
高 校 教 育 課
電話：075-414-5815

1 事業の概要

- (1) 事業の名称
令和5年度府立高校海外サテライト校事業
- (2) 事業の内容
別添仕様書のとおり

2 応募する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業登録を受けていること。
- (8) オーストラリア連邦クイーンズランド州教育訓練省の認定業者であり、同州への留学の仲介が同省に認められていること。

3 応募手続

- (1) 事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁第3号館4階

京都府教育庁指導部高校教育課

電話番号 (075) 414-5815

FAX (075) 414-5847

電子メール koukyou@pref.kyoto.lg.jp

(2) 提出書類及び部数

ア 提出書類

(ア) 提案書（別紙様式1）

(イ) 見積書（別紙様式2）

(ウ) 旅行業法第3条に規定する観光庁長官登録通知の写し

(エ) オーストラリア連邦クイーンズランド州教育訓練省の認定業者であり、本事業に係る留学の仲介が同省に認められていることがわかる資料

(オ) その他補足資料（任意）

イ 部 数

各6部（正本1部、副本5部）

ウ そ の 他

正本には、住所（所在地）、氏名（社名）、代表者の氏名・役職、社印、代表者印を記入・押印すること。

(3) 提案書作成に関する質疑応答

ア 質問期限

令和5年5月31日（水）午後5時まで

イ 質問方法

書面、FAX又は電子メールのいずれかにより京都府教育庁指導部高校教育課に提出すること。

ウ 質問様式等

様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

(ア) 件名は「令和5年度府立高校海外サテライト校事業に関する質問」とすること。

(イ) 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(ウ) 企画提案の審査に関する質問は受け付けない。

エ 回答日時 原則、提案書を応募予定の者全てに、随時回答する。

オ 回答方法 書面又は電子メール

(4) 提案書の提出期限、提出先

ア 提出期限

令和5年6月7日（水）午後5時まで

イ 提出先

3(1)と同じ。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便で提出期限内に必着のこと。

(5) ヒアリングの実施

提出された提案書について、必要に応じてヒアリングを実施することがある。実施する場合は、対象者にその日時、場所を別途連絡する。

4 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

提案書について、評価基準に基づき評価する。

(3) 候補者の選定方法

(2)の総合点が最も高い者を、本事業取扱の相手方として特定する。

なお、最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を本事業取扱の相手方として特定する。

5 特定結果の通知

令和5年6月16日(金)を目途に、全ての提案書提出者に対し、特定又は非特定の旨を通知する。

6 特定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

- (1) 提案者が2に掲げる応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- (2) 提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

7 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (3) 提案書は、提案者に無断で使用しないものとする。ただし、提案のあった内容については、今後の参考にすることがある。